

平成29年度 財政援助団体監査の実施計画

平成29年10月20日決定

地方自治法第199条第7項の規定により、平成29年度の監査計画に基づく財政援助団体監査を次のとおり実施する。

1 監査の基本方針

市が財政的援助を与えている監査対象の団体または個人（以下「財政援助団体」という。）に対し、平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に交付した補助金が補助目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているか、また当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。

2 監査の対象

対象事業	対象団体	所管部課
青少年対策事業費補助金	各中学校地区青少年健全育成協議会	子ども家庭部 児童青少年課
私立保育園充実補助金	久留米みのり保育園	子ども家庭部 子育て支援課

3 監査の実施期間

平成29年10月20日から平成30年3月26日まで

4 本監査の実施日

平成30年2月1日（木）

5 監査報告書の提出

平成30年3月28日（水）

6 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象に示した財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施する。

7 監査の着眼点

(1) 所管部課関係

- ① 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- ④ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑦ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- ② 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑦ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。